

## 第 4 次「北海道食の安全・安心基本計画」 の現状と課題について（概要版）

### ■ 条例に基づく第 4 次計画の現状（実施状況）と課題

#### 1 総則（条例第 1～6 条）

##### 【実施状況】

- ・本条例の目的や基本理念、道、生産者、道民のそれぞれの責務や役割などを、機会を通じ、道民に周知

##### 【課題】

- ・引き続き、本条例の周知に努めることが必要

#### 2 国への協力要請及び意見等の提出（条例第 7 条）

##### 【実施状況】

- ・遺伝子組換え技術及びゲノム編集技術に関する適切な施策の推進として、遺伝子組換え食品等に関する表示制度の充実など、遺伝子組換え作物等の流通に関する制度の拡充・強化を行うこと、ゲノム編集技術について、不安を抱く国民への丁寧な説明を行い、ゲノム編集技術を利用した食品の安全性に関する科学的な検証や生物の検出手法を開発するとともに、表示など消費者が食品の選択をできる仕組みを創設することを要請

##### 【課題】

- ・引き続き、食の安全・安心をめぐる情勢に対応した要請が必要

#### 3 年次報告（条例第 8 条）

##### 【実施状況】

- ・毎年、議会に食の安全・安心に関して講じた施策等に関する報告を提出するとともに、ホームページに掲載

##### 【課題】

- ・引き続き、取組の実施状況について報告が必要

#### 4 基本計画（条例第 9 条）

##### 【実施状況】

- ・第 4 次計画では、「世界から信頼される食の北海道ブランドへ」という「めざす姿」を設定し、その実現に向け施策の重点的な推進方向として、①生産から流通、消費に至る各段階での国際的に通用する食品の安全性の確保、②食品の安全性を支える基礎づくり、③食に関する知識・情報の提供、④環境と調和した安全・安心な食品の生産、⑤良質で安全な食品の提供と豊かな食生活の実現と定め、各種の取組を実施

##### 【課題】

- ・食の安全・安心をめぐる社会情勢の変化等を反映した新たな計画を策定することが必要

## 5 情報の提供(条例第10条) →資料2-4 P8

### 【実施状況】

- ・ 食の安全・安心に関して消費者の関心の高い情報をはじめ、道や国などの関係機関が提供している食に関する施策や道内の取組に関する情報をホームページ等で提供

### 【課題】

- ・ 食の安全・安心に対する道民の方々の関心は一層高まっており、緊急事態発生の際はもとより、日常的にかつ広範囲への情報提供が必要
- ・ 道が、道民に対し食の安全・安心に関する情報を発信する手段として、メールマガジンに加えて、SNSをより活用することも必要

## 6 食品等の検査及び監視(条例第11条) →資料2-4 P11

### 【実施状況】

- ・ 食品衛生法に基づく規格基準、食品表示法等に基づく表示など計画的な指導や監視を実施

### 【課題】

- ・ 食中毒や食品衛生法に基づく規格基準、食品表示法等に基づく表示などの違反、不適切事案は依然として発生しているため、引き続き、関係法令に基づく取組が必要
- ・ 令和3年6月より義務化されたHACCPに沿った衛生管理に取り組むことについては、食品等事業者自らの責任において食品の安全性を確保する取組を行うための啓発が必要

## 7 人材の育成(条例第12条) →資料2-4 P15

### 【実施状況】

- ・ 農林水産分野、食品表示制度、HACCPの普及、学校での食育などの関係分野における人材の育成や技術、資質の向上を図る取組を推進

### 【課題】

- ・ 食品の生産から消費に至るそれぞれの段階における取組を着実に進めるためには、引き続き、専門的な知識を有する人材の育成が必要

## 8 研究開発の推進(条例第13条) →資料2-4 P18

### 【実施状況】

- ・ 道産食品の安全・安心の確保や食品衛生に関する研究開発を地方独立行政法人北海道総合研究機構や道立衛生研究所で実施し、研究成果を関係機関や生産者等へ広く普及

### 【課題】

- ・ 食の安全・安心を支える生産・加工をめぐる情勢や課題は日々変化しており、引き続き、新しい技術の研究開発が必要

## 9 緊急事態への対処等に関する体制の整備等(条例第14条) →資料2-4 P22

### 【実施状況】

- ・ 庁内関係部局等と情報共有し適切な対応を図るとともに、国、市町村、関係機

関・団体との連携の強化、円滑な協力体制を確保

【課題】

- ・ 引き続き、食の安全・安心を脅かす緊急事態への対処時に関する体制の整備や充実・強化が必要

**10 食品の衛生管理の推進(条例第15条) →資料2-4 P25**

【実施状況】

- ・ G A Pの実践拡大に向け、指導員の育成やセミナーなどを開催
- ・ 食品関係施設の立入検査や講習会等の際に自主衛生管理の徹底を指導するとともに、食品製造加工施設等におけるH A C C Pに基づく衛生管理の導入が円滑に図られるよう食品関係事業者の自主衛生管理の取組を促進

【課題】

- ・ 引き続き、G A Pの実践拡大並びにフードチェーン全般にわたる自主衛生管理の推進が必要

**11 農産物等の安全及び安心の確保(条例第16~18条) →資料2-4 P28**

【実施状況】

- ・ クリーン農業及び有機農業について、技術開発を推進するとともに、安定的な流通・消費に向け、認知度を向上するためのP Rやマッチング等を実施
- ・ 「遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」(GM条例)を一部改正
- ・ 高病原性鳥インフルエンザについて、道内での本病発生時の防疫措置の円滑な実施のため、防疫マニュアルや養鶏場ごとに策定した防疫計画の精査及び更新、緊急用防疫資材の備蓄の維持及び更新を実施

【課題】

- ・ S D G sや「ゼロカーボン北海道」の達成に資する環境負荷低減の取組として、環境保全型農業をさらに広める取組が必要
- ・ 遺伝子組換え作物等をめぐる情勢の変化等があった場合には、適宜、GM条例の検証が必要
- ・ 高病原性鳥インフルエンザの発生等に備え、安全・安心な畜産物を提供するための取組のさらなる推進が必要

**12 水産物の安全及び安心の確保(条例第19条) →資料2-4 P38**

【実施状況】

- ・ 水産物の鮮度保持技術マニュアルのホームページへの掲載など衛生管理の普及に努めるとともに、貝毒検査の実施、プランクトン発生状況の監視、認定工場の巡回指導を実施

【課題】

- ・ 消費者が求める良質で鮮度の良い水産物を生産・提供するため、引き続き、取組が必要

**13 生産資材の適正な使用等(条例第20条) →資料2-4 P41**

【実施状況】

- ・ 農薬指導士認定研修を実施するとともに、農業団体が行う自主的な残留農薬検査に対して支援

- ・ 農薬・動物用医薬品販売業者、飼料製造・販売業者への立入検査を実施

【課題】

- ・ 農薬、動物用医薬品の販売、使用には関連法令を遵守することが求められており、引き続き、使用者や販売業者等への指導等が必要

**14 生産に係る環境保全(条例第21条) →資料2-4 P47**

【実施状況】

- ・ 公共用水域、地下水の常時監視、工場、事業場への立入検査等による監視指導を実施するとともに、巡回指導等により家畜排せつ物の管理適正化を促進

【課題】

- ・ 引き続き、必要な監視や指導等が必要

**15 適正な食品表示の促進等(条例第22条) →資料2-4 P53**

【実施状況】

- ・ 食品表示制度の普及啓発、食品関係施設への監視指導等を実施するとともに、消費生活モニターなどを活用し食品表示の実態を把握
- ・ トレーサビリティに関する法令等の遵守の徹底や、GAPやHACCPなど、トレーサビリティの機能を有する取組を推進

【課題】

- ・ 食品の表示は、消費者にとって食品を購入する際の重要な判断材料であることから、関係法令の改正を踏まえ、食品表示制度の正しい理解を図ることが必要
- ・ 全国で販売される道産食品の表示の監視は引き続き必要だが、モニターの高齢化が進行しており、若い世代に対しても表示に関する理解を広げる取組が必要
- ・ 引き続き、トレーサビリティの法令等の徹底に取り組むとともに、生産現場におけるGAPの実践拡大に向けた指導が必要

**16 道産食品の認証制度の推進(条例第23条) →資料2-4 P58**

【実施状況】

- ・ 道産食品独自認証制度(きらりっぷ)の認知度の向上と認証数の拡大を図るため、制度の内容や認証品を紹介した小冊子やイベントなどを活用しPR

【課題】

- ・ 安全・安心な道産食品のブランド化を進めていく上で重要な制度であるものの、認知度不足などから認証数が伸び悩み

**17 情報及び意見の交換等(条例第24条) →資料2-4 P60**

【実施状況】

- ・ 消費者、生産者、事業者等の意見交換の場として、全道各地でリスクコミュニケーションを実施

【課題】

- ・ 引き続き、道、道民及び生産者等が相互に食の安全・安心に関する情報や意見を交換する機会の措置が必要

## 18 食育の推進(条例第25条) →資料2-4 P62

### 【実施状況】

- ・ 第4次「北海道食育推進計画」に基づき、取組を実施
- ・ 令和3年3月、北海道食品ロス削減推進計画を策定
- ・ 食育に関する様々な情報提供、地域における食育活動の支援を実施するとともに、食べ残しなど食品ロスの削減のために普及啓発
- ・ 地産地消、食育などの愛食運動、食クラスター活動を推進
- ・ 新顔作物振興事業(さつまいも、らっかせい、にんにく)で道産食材の需要拡大

### 【課題】

- ・ 第4次「北海道食育推進計画」の計画期間が満了することから、次期計画の策定と計画に基づく取組推進が必要

## 19 道民からの申出(条例第26条) →資料2-4 P70

### 【実施状況】

- ・ 食の安全・安心に関する申出情報の一元的な管理と処理状況の確認・点検、国の関係機関等との情報共有化、連携強化を推進

### 【課題】

- ・ 道民の食の安全・安心を維持するため、引き続き、情報や通報を受け付け、適切に対応するとともに、関係部局での共有が必要

## 20 財政上の措置(条例第27条)

### 【実施状況】

- ・ 毎年度、食の安全・安心に関する予算を要求し、措置

### 【課題】

- ・ 条例の施行のために必要な予算確保の継続が必要

## 21 北海道食の安全・安心委員会(第3章(条例第28~35条))

### 【実施状況】

- ・ 食の安全・安心委員会を設置し、毎年度開催

### 【課題】

- ・ 引き続き、社会情勢の変化や課題が生じた場合に開催が必要